

日本の医学・医療と鍼灸の位置

— 日本近代期の私立鍼灸学校の成立過程に着目して —

要 旨

1 研究背景と意義

鍼灸は主に漢方として国民に親しまれてきた東洋医学の一部である。江戸時代には幕府の認める正当な医学・医療であったが、近代明治政府は維新の名の下に、日本帝国の医学・医療については西洋医学を導入する方針をとり、当時の漢方医学を制度的に認めることはなかった。鍼灸については医療ではなく鍼灸術の営業許可制度という形で展開され、1911(明治44)年、全国統一的な初法令である「鍼術灸術営業取締規則」が成立した。第二次大戦後、日本国憲法の下で、1947(昭和22)年法律217号「あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法」の制定により医療制度とは異なる立場で国民の保健医療を支え現在に至っている。

現在、鍼灸に関して7大学、2大学院が設置され、1998年の福岡地方裁判所での柔道整復専門学校設置に関する判決以後、鍼灸専門学校が急増し新設が続いている。鍼灸界は市場規模が小さいので、主要な従事者養成の機関である鍼灸専門学校約80校の卒業生の生業は、今後の鍼灸界にとっても重要な課題でもある。日本の鍼灸の医学・医療における位置や意義を国民に対して正確に説明できているとは言い難い。その学術的かつ社会的なアイデンティティーの確立が鍼灸界のテーマにもなっており、日本の鍼灸について、社会学的で学際的な立場で検証するのが広義の研究の目的である。

世界的には代替医療の見直しや統合医療というムーブメントに呼応するように欧米では鍼灸に関する科学的な研究がなされ、鍼灸を医療のなかに組み込もうとする動きが見られる。我が国は、長い間、東洋医学に親しんでいるはずだが、近代の西洋科学化の影響からか西洋医学一辺倒の姿勢を崩すことはなく、世界的な潮流に合流しようとする動きはあまりみられない。

日本における伝統医学は鍼灸を含む東洋医学であるが、現代日本の鍼灸にアイデンティティーが欠如していることは、日本の文化・社会にとっての大きな転換期であった近代期、著しく近代化が図られながらも殆ど明らかになっていない近代後期の鍼灸に関する記録、さらには近代から現代にいたる変遷の検証そしてこれらに基づく研究や報告が極端に少ないことに一因があると考えられる。その真因を探求する上で、鍼灸教育の変遷に何らかの鍵があると考え、今まで殆ど明らかになっていない近代化の著しい近代後期の都市における鍼灸学校の盛衰ともいえるような変遷を検証して鍼灸教育成立のプロセスを明らかにすることが本研究の狭義の目的である。

我々は歴史の延長に存在する。これらを明らかにすることは、現代の鍼灸師のみならず受療者としての国民に対しても責務であり、日本の医学・医療と鍼灸の関係を考える材料となる。世界的な統合医療時代へ向け、日本鍼灸の意義を裏付けることにもなると考える。

2 研究方法

文献調査研究：各地の公文書館での一次資料調査および国立国会図書館や大学図書館などでの文献調査研究。

3 結果

本研究では、文部省の資料から近代期に最大 20 校の私立鍼灸学校の実在が確認された。東京都の公文書によれば、明治時代の初期から中期に私立鍼灸学校申請が差し戻されていることがわかっており、医療制度や教育制度がある程度進展された後、1911 年、「鍼術灸術営業取締規則」と付属法令である「按摩術鍼術又ハ灸術学校若クハ同講習所ノ指定標準ノ件」が制定されてから学校設置認可がなされるようになったようである。

20 校のうち公文書や当時の鍼灸雑誌などから 17 校の実態とともに、これまで存在が知られていなかった学校の実在も判明した。また、近代の鍼灸教育の教育課程や教科書などもわかり、近代の私立学校の実在とともに鍼灸教育の成立過程が検証できた。

明治維新後の医療制度や教育制度の展開をみると、鍼灸教育の確立に関して国家が積極的に関わっていたという事実は見いだせなかったが、明治国家が漢方医学を消滅させた事実からすれば仕方がないことであろう。

近代の科学化に追随するために鍼灸教育の成立過程にも西洋医学をメインに据えて鍼灸の近代化を急いだ足跡が伺われたが、近代の医学・医療と鍼灸術の間には制度上の大きな違いと壁があった。

4 考察と結語

日本近代の鍼灸教育に関する私立鍼灸学校の実在が明らかになった。

日本近代医療制度は明治維新を契機に急進的に展開され、同時に制度上、漢方医学は消滅した。鍼灸は医療とは別に「営業許可」という形態であって、近代医療制度と鍼術灸術営業取締制度上には大きな違いと壁がある。

近代の鍼灸教育は医療制度や学校制度の整備とともに、私立鍼灸学校体制が徐々に整備され、1911 年の取締規則の制定に後押しされる形で、近代後期がまさに鍼灸学校教育の黎明期であったといえる。しかし、鍼灸専門学校の設立は当時の鍼灸関係者の念願であったが、それが近代に実現することはなかった。

近代において鍼灸という現象は、医学・医療とは少々異なるフィールドで展開していったが、近代日本の国民の健康へのニーズやその時代の社会情勢に影響されていた。

現代は、福岡地裁判決後の未曾有の鍼灸専門学校の急増が斯界の大きな問題になっている。すでに近代鍼灸学校教育の質に関しては当時の学校を運営している指導者から問題提起もされていた。近代の問題点や可能性を現代そして未来へ生かすことが涵養である。

本研究は、あくまでも施療者側からの観点が中心であり、制度的保証のなかった鍼灸に対する近代の国民のニーズまで知ることはできない。また、日本近代社会の都市文明における、鍼灸という、限りなく医学・医療に近いが制度外の現象はおぼろげにしか捕らえることしかできなかった。本研究を現代に還元するには、さらに、近代の国民の鍼灸に対する視線を探り、近代以後、戦後から現代に至る変遷のさらなる研究が望まれる。